

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

佐賀厚生年金 事案 1098

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 31 日から 48 年 1 月 5 日まで

A社を昭和 47 年 12 月末に退職し、48 年 1 月から B社に入社した。47 年 12 月 31 日から 48 年 1 月 5 日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。47 年 12 月の月末の 1 日前の同年 12 月 30 日付けで辞表を書くことはあり得ず、年末年始が会社の休業日だったと思われるので、このような記録になっているのではないかと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員名簿及び雇用保険の記録から、申立人は昭和 47 年 12 月 30 日に同社を退職していることが確認できる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書の「備考」欄に「昭和 47 年 12 月 30 日退職」と記載されていること、及び同通知書の「資格喪失年月日」欄に「昭和 47 年 12 月 31 日」と記載されていることが確認できる上、同社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人は、昭和 47 年 12 月 31 日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、昭和 46 年から 48 年までの期間において、A社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社で同資格を取得した者は申立人を含め 5 人おり、これら 5 人は、いずれも、A社における資格喪失日から B社における資格取得日までの間に、厚生年金保険の未加入期間（4 日間から 22 日間までの範囲）が生じていることが確認できる。加えて、A社は、申立期間当時における賃金台帳等を保管しておらず、また、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないため、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1099

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 11 日から 43 年 9 月 16 日まで

申立期間、A事業所にB職種として採用され、C課とD課にて勤務した。申立期間後に採用された妹二人はA事業所における厚生年金保険記録があるのに、自分の厚生年金保険加入記録は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管するB職種採用に係る資料によると、申立人は、同事業所のB職種として、昭和43年1月23日から同年3月31日までの期間及び同年4月2日から同年4月18日までの期間において同事業所C課にて勤務し、同年6月3日から同年7月10日までの期間において同事業所D課にて勤務していることが確認できる。

しかしながら、申立期間において、A事業所に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い上、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

また、A事業所が保管するB職種採用に係る資料によると、B職種として氏名が記載されている者が37人（申立人を含む。）確認できるところ、そのうち21人（申立人を含む。）については、オンライン記録において同事業所に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない上、申立人と同時期の昭和43年1月から同年3月までの期間に勤務した同僚一人及び同年6月から同年7月までの期間に勤務した同僚二人についても厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、同事業所では全てのB職種について厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A事業所は、申立期間当時のB職種に係る厚生年金保険への加入手

続については不明と供述している上、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
平成 9 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっている。給与支給額は大幅に下がったことは無い。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書により、申立期間において標準報酬月額（9 万 2,000 円）より高い金額の給与が申立人に支給されていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する申立期間の給与支給明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より低い、又は同額であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1101 (事案 312 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月頃から 5 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録がない旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から申立内容を確認できる資料が無いこと、及び申立期間中の平成 3 年 11 月から国民年金に加入し、5 年 3 月まで国民年金保険料を申請により免除され、同年 4 月から同年 6 月までは保険料を納付していることなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、A社では、同社が運営するB事業所に 2 年間は働いたので、その間、国民年金に加入しているはずがない。公務員が事業所と一緒にあって、自分の記録を書き換えた可能性がある。国(厚生労働省)における申立期間中の平成 5 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料の納付記録は、その間、A社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたので間違った記録だと思う。また、同僚は 20 人ほどだったと記憶しているので、再度、調査を実施してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人は平成 5 年 7 月 1 日に資格取得とされており、これ以前に申立人が被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無いこと、申立人は、申立期間中の 3 年 11 月から国民年金に加入し、5 年 3 月まで国民年金保険料を申請により免除され、同年 4 月から同年 6 月までは保険料を納付していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく 21 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社では、2 年間は働いたので、申立期間の国民年金の記

録は誤りであるとし、さらに、同僚は 20 人ほどだったと記憶しているので、再度、調査を実施してほしい旨の申立てを行っている。

しかしながら、国民年金に係る免除申請の手続きについては、事業所が関与することは考え難く、オンライン記録によると、申立人は、昭和 63 年 5 月から平成 5 年 7 月までの期間、国民年金に加入の記録があり、さらに、昭和 63 年度、平成元年度、3 年度、4 年度及び 5 年度の各年度において国民年金保険料の申請免除を C 市役所に行っていることが確認できる上、i) 申立期間のうちの 3 年 11 月から 4 年 3 月までの期間を含む 3 年 4 月から 4 年 3 月までの国民年金保険料の免除申請については、C 市役所における当該申請書の受理日が 3 年 5 月 28 日と記録されていること、4 年 4 月から 5 年 3 月までの国民年金の免除申請については、当該申請書の受理日が 4 年 5 月 1 日と記録されていることが確認でき、国民年金保険料の申請免除の開始月は、当該申請書の受理日の前月とされることから、申立期間中の国民年金保険料の申請免除に係る記録に不自然さは見られず、また、ii) 申立期間のうちの 5 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料の納付については、6 年 1 月 20 日に納付されていることが確認でき、同年 1 月 20 日時点で遡って未納となっていた国民年金保険料を納付することが可能な期間は、5 年 4 月以降の国民年金保険料であり、6 年 1 月 20 日時点で遡って納付することが可能な国民年金保険料が納付されたものと考えられることから、申立期間中の国民年金保険料の納付に係る記録に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、A 社の B 事業所の同僚は 20 人ほどだったと申し立てているところ、同社の被保険者記録照会回答票によると、申立期間中に同社に係る厚生年金保険に加入している者は少なくとも 68 人みられ、申立期間当時、同社は 6 事業所を所有しているが、当時の各事業所の従業員数に係る資料は保管しておらず、申立人が主張する B 事業所に勤務した者を特定することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらのことを踏まえると、申立人の再申立てに係る主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。